



ぐんまの国保

2023
夏の号
No.42/7月号



群馬県国民健康保険団体連合会



CONTENTS

1. 巻頭

第34回国民健康保険
健康ポスターコンクール作品募集

2. これなら簡単 データヘルス計画の作り方(2)

「保険者にとって大事なものは
個別保健事業：事業計画の書き方」

● 帝京大学大学院公衆衛生学研究科
研究科長・教授 福田 吉治



4. 「頑張りすぎないウォーキング」をしましょう

● 公益社団法人群馬県柔道整復師会
理事 樋口 弘紀



6. TOPICS

- ◆ 特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務を実施します
- ◆ 国保税の算定支援に関する取り組み

10. 国保連コーナー

- ◆ 市町村国保担当初任者研修会
- ◆ 令和5年度 第1回 群馬県保険者協議会
- ◆ 群馬県国民健康保険団体連合会新規採用職員募集
- ◆ 国民健康保険被保険者証更新お知らせポスター
被保険者用パンフレットを作成しました！

13. 令和4年度

第三者行為損害賠償求償事務共同処理損害賠償金保険者別一覧表

14. 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等費用支払状況

15. 令和4年度ジェネリック医薬品差額通知効果測定結果

16. こくほ随想

「特定健康診査・特定保健指導はどこへ行く？」

● 帝京大学大学院公衆衛生学研究科
研究科長・教授 福田 吉治



17. 行事予定／編集後記

7月・8月・9月の主な行事予定

第34回国民健康保険 健康ポスターコンクール 作品募集

明るく生き甲斐をもって暮らすには、まず健康であることが何よりも大切です。
このポスターコンクールを通じて、「自分の健康は自分でつくる」という意識を醸成すること、また健康の大切さを自ら認識することを目的に、健康づくりをテーマとするポスターを募集します。

第33回 最優秀作品



小学生低学年の部 わた なべ は な
館林市立第二小学校3年 渡邊華那さん



小学生高学年の部 いし い ゆ じゅ
高崎市立箕輪小学校5年 石井結珠さん



中学生の部 しゅう とう はる か
太田市立数塚本町中学校3年 周藤陽香さん

表彰

入選者には賞状及び副賞を授与します。

小学生 低学年の部

- * 最優秀賞…1点
- * 優秀賞…7点
- * 優良賞…20点

※1年生から3年生までを対象とします。

小学生 高学年の部

- * 最優秀賞…1点
- * 優秀賞…7点
- * 優良賞…20点

※4年生から6年生までを対象とします。

中学生の部

- * 最優秀賞…1点
- * 優秀賞…7点
- * 優良賞…30点

※ただし、入選点数については、応募点数により変更する場合があります。

応募者全員に参加賞



※イラストは
昨年度の
参加賞です。

ぐんまちゃんオリジナル
A4ダブルポケットクリアファイルを
プレゼント!!

詳しい応募方法については、群馬県国民健康保険団体連合会の
ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス

<https://www.gunmakokuho.or.jp/news/9672.htm>



●主催／市町村・群馬県国民健康保険団体連合会 ●共催／群馬県
●後援／群馬県教育委員会・群馬県医師会・群馬県歯科医師会・群馬県薬剤師会・上毛新聞社・群馬テレビ・エフエム群馬・NHK前橋放送局

これなら簡単 データヘルス計画の作り方(2)

保険者にとって大事なものは 個別保健事業：事業計画の書き方



帝京大学大学院公衆衛生学研究科 研究科長・教授 **福田 吉治**

データヘルス計画の一般的な目的は、健康寿命の延伸や医療費適正化ですが、その達成のため保険者ができることは個別保健事業です。したがって、個別保健事業をきちんと行うことが肝心で、それが、ひいては、データヘルス計画の目的につながります（つながるはずです）。逆に、たとえ立派な目的を掲げ、計画を作っても、個別保健事業がきちんとできていなければ意味がありません。

計画づくりにあたり、本来は、個別保健事業の前に課題の抽出や計画全体の目的の設定が必要です（第3回はこれらをテーマにします）。しかし、急がば回れで、保険者にとってまず大事な個別保健事業を検討し、それらを積み上げて、計画全体の目的や課題を整理したほうが計画づくりはうまく進みます。

1. データヘルス計画に記載すべき事業

次期データヘルス計画には、これまで別の計画に含まれていた特定健康診査と特定保健指導も含めることになるでしょう。加えて、糖尿病性腎症重症化予防や他の重症化予防（高血圧など）がデータヘルス計画の主要な事業です。それ以外にも保険者にとって重要な事業がまだ多くあります。保険者努力支援制度の配点などを考えて、データヘルス計画に

記載すべき事業を表1の左に示しました。事業の名称は多少異なりますが、これらを私は基本10事業と呼んでいます。評価と計画の優索性や記載内容のメリハリはありますし、それぞれの保険者での個別な課題に対する事業もありますが（表1の右）、まずはこれらの基本10事業を盛り込むことをお勧めします。

表1 データヘルス計画の中に記載すべき保健事業

原則、全ての保険者で記載すべき事業(例)		それぞれの状況で記載する事業(例)
・ 特定健康診査	・ 歯科健診	・ 高血圧予防事業
・ 特定保健指導	・ インセンティブ・健康づくり	・ 骨折・骨粗鬆症予防事業
・ 糖尿病性腎症重症化予防	・ 適正受診・適正服薬	・ 人間ドック等補助事業
・ 医療機関への受診勧奨	・ 後発医薬品促進	・ 前期高齢者疾病管理事業
・ がん検診	・ 地域包括ケア・一体的実施	・ 若年者健康増進事業
		・ 精神疾患・認知症等予防事業

2. 個別保健事業の記載方法

個別保健事業の計画（事業計画）に記載すべき主な事項は、「背景」、「目的」、「事業内容」、「評価」です。

それぞれについて記載のポイントを紹介します。

1) 背景と目的

各保健事業の背景として、当該事業の背景となる健康課題、国等の動向（制度など）および保険者でのデータ分析の結果やこれまでの取り組みの状況について記載するとよいでしょう。

目的はとても重要です。目的を明確にすることで、事業内容や評価方法も明確になります。逆に、目的

が明確に記載できなければ、事業内容も評価も不十分となります。

研修会などで参加者に目的を記載してもらおうと、うまく書けない人が少なからずいます。実施内容と目的の間に飛躍があったり、言語化できなかったりします。短期の目的と中長期の目的がうまく区別で

きていないものが多くあります。また、事業によって書きぶりが異なることもよくあります（おそらく、担当者がそれぞれ記載しているため）。

そこで、目的の書き方を少し紹介します。ここでは、実施内容（○○）、短期（おおむね1～2年間）

の目的（△△）、中長期（5～10年以上）の目的（□□）として、3つの記載方法を示しました。これらの書き方に縛られることはありませんが、書き方をある程度標準化しておくと計画づくりがスムーズに進みます。

《個別保健事業の目的の書き方》

◎パターン1「本事業は、○○を行うことで△△を目的とし、ひいては、□□に資する。」
→ 標準的でわかりやすい。

◎パターン2「本事業は、○○を行うことで、□□を目的とする。」
→ 短期の目的がないため、飛躍的に感じる。

◎パターン3「本事業は、○○を行うことで、△△を目的とする。」
→ 中長期の目的がないため、最終的なゴールがわからないが、短期の目的が明確でよい。背景などで中長期の目的を示しておくとうい。

2) 実施内容：6W2H

実施内容は、6W2H、すなわち、When（いつ）：期日、Where（どこで）：場所、Who（誰が）：実施する人、Whom（誰に）：対象者、What（何を）：実施内容、Why（なぜ）：目的、How（どのように）：具体的な取り組み方法、How much（いくら）：費用や財源を記載します。なお、Whyは上記の目的に記載していますので、

省略することができます。

どこまで詳しく記載するかは悩むところですが、他の人（国保の担当者以外、他の部署の人、委員会の委員、後任者など）がわかるように記載することが大切です。

3) 評価

評価は目的に対応します。目的に記載している○に相当するのがアウトプット、△△が短期的アウトカム、□□が中長期的アウトカムになります。保険者のレベルでの事業評価としては、○○と△△が

重要で、これらをもとに事業内容の見直しを行うことができます。評価については、第4回で詳しく解説する予定です。

TO DOリスト

- 第2期の計画に記載している事業を列挙してみよう。
- 第3期の計画に記載する予定の事業を列挙してみよう。
- 各事業で背景、目的、事業内容を記載してみよう。下記のシート2の1ページを使用することができます。

■ データヘルス計画等支援サイト <http://tcoeh.org/post-836> ■

福田 吉治氏 プロフィール

出身地 大分県
・帝京大学大学院 公衆衛生学研究科
研究科長・教授
・帝京大学産業環境保健学センター
センター長

【略歴】

平成3年熊本大学医学部卒業。平成10年熊本大学大学院医学研究科修了（社会医学専攻）。国立医療・病院管理研究所（医療政策研究部）、東京医科歯科大学医学部（公衆衛生学講座）、国立保健医療科学院（疫学部）を経て、平成22年に山口大学医学部地域医療学講座教授に就

任。平成27年から帝京大学大学院公衆衛生学研究科教授、平成30年には同研究科長。

【専門分野】

公衆衛生全般。特に健康増進・健康づくり政策・健康教育、社会疫学（健康の社会格差、健康の社会的決定要因）、地域医療・保健・産業保健など。近年では行動経済学で用いられる「ナッジ理論」に基づいて公衆衛生施策を指導。

【学会・委員】

国民健康保険中央会 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会
国民健康保険団体連合会 保健事業支援・評価

委員会委員（東京都・埼玉県）など

【主な著書】

「ナッジを応用した健康づくりガイドブック」共著 2023年 帝京大学大学院公衆衛生学研究科
「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）からの教訓—これまでの検証と今後への提言」共著 2021年 大修館書店
「健康行動理論による研究と実践」共著 2019年 医学書院
他論文多数

「頑張りすぎないウォーキング」 をしましょう

公益社団法人群馬県柔道整復師会 理事 樋口 弘紀



最近、介護関係の話の中でフレイルという用語を耳にした方は多いと思います。フレイルは、加齢や疾患による身体的な機能の衰えにより健康な状態と介護が必要な状態の間にある状態のことですが、加齢や疾患が無い若い年齢層の方でも、家の中だけの生活が続いていると運動不足の状態になり、フレイルと同じような状態に陥ってしまうことがあるようです。身体の運動能力が低下してしまうと些細な原因に咄嗟に対応できず、躓いて転倒し骨折や捻挫のような負傷をしてしまいます。

この記事を読まれている方の中にも些細な原因で足関節（足首）の捻挫をしてしまった経験をされた方がおられると思います。損傷の程度に因りますが、治癒するまでに思わぬ期間を要してしまうことも少なくありません。

新型コロナウイルス感染症の影響が長く続き、自粛のため外出機会が減り運動不足になっている方も多いのではないかと思います。在宅でのテレワーク等をしている方も多かったと思います。テレワークで仕事にあたっている間は、同じ姿勢でいる時間が続き

身体全体を動かせていないと思います。

慢性的な運動不足になり、些細な原因で負傷をしないために、毎日を健康に過ごせる状態を維持していくには、運動をする習慣を身につけることが大切であると思います。



だからと言って、いきなり本格的な運動をすることはお勧めできません。無理なく健康に身体の運動能力を維持していくため「頑張りすぎないウォーキング」をお勧めします。

コースはアップダウンの緩やかな道を選んでください。少し良い姿勢を心がけ、始めの5分位は歩幅を普段より少し広くして、ゆったりとした気持ちで頑張りすぎないでウォーキングアップと思って歩いてください。

そこから今度は10分程、普段より呼吸が苦しくならない程度に少し速度を上げて歩きましょう。最後の5分は、歩き始めと同じようにゆったりとクールダウンのつもりで歩いてください。これで約20分。

ウォーキングする時間は、早朝より身体が活発に働くことができる昼間が良いでしょう。仕事の関係などで昼間に歩く時間が取れない場合は、夕方以降がお勧めです。

できるだけ週3回以上は歩いてください。靴は歩きやすい運動靴を選んでください。

徐々に歩くことに慣れてきても一日に実行する時間は30分程度にして頑張りすぎないでください。あまり長い時間歩きすぎると足首や膝に負担を掛けてしまいます。健康で過ごせる状態を維持するための習慣として長く続けていくことが目的です。日常の生活時間に負担とならないよう比較的短い時間で終わらせることが良いと思います。



物足りないかもしれませんが、無理をして鍛えようとしないことです。鍛えるよりも日常に必要な運動能力を維持していくことを目的としてください。

戸外のウォーキングは、街の季節の移り変わりの中で、目から入ってくる景色、耳に聞こえる音、顔にあたる風を感じ、全身の感覚を使うことのできる理想的な運動です。もちろん天候が悪い時などはお休みしてください。身体の運動能力を維持し健康な生活を送るためにも、ぜひ「頑張りすぎないウォーキング」を習慣として実践してください。

樋口 弘紀氏 プロフィール

公益社団法人 群馬県柔道整復師会 理事
学術部 副部長
前橋市柔道整復師会 会長
ひぐち接骨院 院長

特別調整交付金（結核・精神） 申請補助業務を実施します

本会では、市町村における作業の効率化や経費削減を図る目的で、令和元年度から保険者事務共同電算処理事業の特別処理として特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務を開始しました。令和4年度は、全35市町村に対して事前調査（トライアルサービス）を実施し、24市町村に対して本業務を実施しました。

今年度は、事前調査を6月に実施しております。事前調査結果をご参考の上、本業務を希望される場合は、事業企画課まで申込書を提出してください。（詳細は本会発出の通知をご確認ください）

また、令和4年度から市町村訪問支援事業を開始いたしました。各市町村の個別の事情に応じた支援を行うなど、サービス内容の充実を図っております。業務内容について不明な点がございましたら事業企画課宛てにお問い合わせください。

特別調整交付金（結核・精神）とは

調整交付金は、市町村の産業構造、住民所得、年齢構成等により、被保険者の保険料（税）負担能力や負担額に格差が存在するため、定率補助のみでは解消できない市町村間の財政不均衡の是正を図るべく昭和33年に設けられた財政調整交付金の一つです。平成29年度までは、市町村の財政不均衡是正のためのものでしたが、平成30年度の国保制度改革により都道府県が国保の財政運営主体になったことに伴い、「国は、都道府県等が行う国民健康保険について、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、

都道府県に対して調整交付金を交付する」と国民健康保険法第七十二条第一項に規定されました。

財政調整交付金は普通調整交付金と特別調整交付金に分けられ、前者が都道府県間の財政調整を図ることを目的としているのに対し、後者は画一的な測定基準では対処できない各都道府県の特別の事情に対処することを目的とし、交付されるものです。

結核・精神については、調整交付金算定省令の附則第七条に定められており、結核及び精神疾病の額が市町村調整対象需要額に占める割合が一定以上の場合に交付されます。

特別調整交付金メニュー（市町村向け）

算定省令 第6条1号	メニュー（市町村向け）
イ	災害等による保険料（税）の減免額がある場合
ロ	非自発的失業者に係る保険料（税）の軽減額がある場合
ハ	入院療養に係る一部負担金の減免額がある場合
ニ	災害等による一部負担金の減免額がある場合
ホ	流行病・災害原因疾病に係る額が多額である場合
ヘ	地域的特殊疾病に係る額が多額である場合
ト	原爆被爆者に係る医療費が多額である場合
チ	原爆対象被爆者に係る医療費が多額である場合
リ	療養担当手当に係る額がある場合（暖房料加算額）
ヌ	資格喪失後の継続給付に係る額がある場合
ル	へき地直営診療所の運営費が多額である場合
ヲ	その他特別の事情がある場合
附則 第7条第2項	結核・精神の疾病に係る額が多額である場合



事前調査

本会が実施している申請補助業務は、大きく、事前調査と本業務に分けられます。

事前調査は、結核・精神に係るおおよその割合を把握するために一定期間のレセプト情報から結核・精神に係るデータを抽出します。

抽出したデータから1年間の結核・精神に係る医療費を推計し、交付基準を満たすかどうか試算します。

試算した結果については、申請様式である「様式第24」の形式で提供いたしますので、この結果を参考に本業務を申し込むかご検討ください。

本業務

本業務は、結核・精神に係る特別調整交付金を申請するために行います。申請対象年の1月審査分から12月審査分のレセプト情報から結核・精神に係るデータを抽出します。

連合会から提供するツールに抽出したデータ及び国保総合システムから抽出するレセプトデータを取り込みます。取り込んだデータに市町村の把握するレセプト情報を追加し、申請額の調整を行った上で申請資料の作成を行います。

交付金の申請は、他の調整交付金と同様、調整交付金申請システムで行います。

説明会

制度の概要や申請資料を作成するためのツールの操作についての説明会を開催します。

実際に本業務で使用するツールを操作しながら、申請資料作成時の流れに沿って一通りの操作を説明します。

今年度は10月中旬に開催を予定しております。

市町村訪問支援

希望する市町村を対象に訪問支援を実施いたします。ツールの操作などの申請に必要な基本的な内容から、市町村ごとの個別の事情に関する対応まで、様々な内容を支援いたします。

訪問支援は令和4年度から開始いたしましたが、ご利用いただいた市町村からは「申請に関する不安が解消された」「申請にあたり、制度を理解して申請することができた」等の声をいただいております。

本業務の委託の検討や本業務の補助等、対応できる範囲であればどのような内容でも可能であるため、業務に迷うことがあれば、積極的にご活用ください。

令和5年度 特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務に係るスケジュール

No	項 目	実施者等	令和5年												令和6年			
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
【事前調査】																		
1	委託業者の選定	連合会																
2	事前調査の実施通知（全市町村宛て）	連合会																
3	事前調査の実施	連合会																
4	事前調査結果通知及び本業務実施通知（全市町村宛て）	連合会																
5	事前調査結果確認	市町村																
【本業務】																		
6	申込書の提出	市町村																
7	本業務の実施	連合会																
8	本業務結果通知（申込市町村宛て）	連合会																
9	申請補助業務の本業務に係る説明会	連合会																
10	各種保険者把握情報の入力	市町村																
11	確定情報（KD_JF317）抽出・突合処理	市町村																
12	事前申請準備（結果確認とツールの処理）	市町村																
13	事前申請	市町村																
14	様式24等の提出準備（結果確認とツールの処理）	市町村																
15	様式24等の提出	市町村／県																
16	県とのヒアリング	市町村																
17	手数料の請求	連合会																
18	手数料の支払	市町村																

※ 市町村にて実施等する項目です。

※スケジュールは現時点の予定ですので、変更になることがあります。

国保税の 算定支援に関する取り組み

本会では、市町村の国保税の適正賦課や試算等を支援する取り組みを行っています。

市町村が税率を変更する場合の被保険者の影響確認や、国保税率の統一に向けて賦課方式を変更する場合の影響を試算する際などに、厚生省（当時）と国民健康保険中央会が共同で作成した「保険料（税）適正算定マニュアル」というシステムを用いて試算することができます。

年1回開催している説明会や随時実施している市町村訪問支援により、このシステムの操作や試算結果の帳票の活用方法についての支援を行っています。

保険料（税）適正算定マニュアルの概要

保険料（税）適正算定マニュアルは、平成4年に厚生省（当時）と国保中央会が、市町村における保険料（税）の適正な算定の支援や保険料（税）負担の平準化に資するため、市町村職員を中心とした検討会を立ち上げ、保険料（税）賦課のシミュレーションを行うために開発したシステムであり、国保中央会のホームページより無償でダウンロードし、通常の業務パソコンで使用できます。

法改正があった場合には、随時対応するためのシステム改修が行われており、直近では、子ども（未就学児）に係る均等割保険料の軽減措置導入対応が行われました。

機能

保険料（税）適正算定マニュアルは、3つの機能で構成されています。

1. あん分率計算プログラム

指定した需要額（＝軽減前の賦課総額（医療給付費等基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額、介護納付金賦課総額））を指定した賦課割合で按分し、基礎データの総被保険者数、総世帯数、総課税所得額、総資産税額で割り戻すことで、保険料（税）率（額）を求めるプログラムです。

この計算によって求められた料（税）率は、限度超過額を考慮していないため、必ずしも需要額を満たすものではないことに注意する必要があります。

2. 適正賦課検算プログラム

現行の料（税）率（任意で入力した料（税）率でも可）、軽減率、賦課限度額等をもとに検算を行い、世帯毎に保険料（税）額や、限度超過額を求め、帳票を作成するプログラムです。

3. ループ計算プログラム

あん分率計算プログラムと適正賦課検算プログラムを自動的に繰り返し実行し、需要額を充当するような料（税）率を算出することを目的とするプログラムです。

帳票

保険料（税）適正算定マニュアルは、適正賦課検算プログラム又はループ計算プログラムの試算結果を帳票として出力することができます。

帳票は表1から表8の8種類が用意されており、基礎データ*から作成されるものと、試算したケース毎に作成されるものに大別されます。

*基礎データ：加入している各世帯の被保険者数や課税対象所得、資産税額等、賦課額の算出に必要な情報を、世帯ごとに登録するためのデータです。保険料（税）適正算定マニュアルを使用する際には、必ずこのデータの登録が必要です。従来は市町村にて作成する必要がありましたが、現在は市町村事務処理標準システムより出力できます。

市町村国保担当初任者研修会 (Web開催)

令和5年5月18日(木)、オンラインにて市町村国保担当初任者研修会を開催した。

この研修会は、国保担当課等の新規採用職員及び4月の人事異動に伴い国保担当課等へ異動された職員を対象に行われ、48名が出席した。

はじめに本会の今井事業企画課長から、日ごろの事業運営への協力に対する謝意を表するとともに、今後も事業の安定運営のため保険者へ事業支援をしていくと述べ、最後に「概要、各業務について担当者から説明があるが、今後の業務に少しでも役立てていただければと思う」と開催の挨拶をした。

挨拶後、国保連合会の概要等、本会の各課担当者からそれぞれの業務内容について説明した。



▲研修会の様子

令和5年度 第1回群馬県保険者協議会

令和5年5月26日(金)、群馬県市町村会館にて令和5年度第1回群馬県保険者協議会が行われた。

開会にあたり梶澤会長(群馬県国保連合会常務理事)より、4年ぶりの参集形式での開催を喜ぶとともに、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法案が国会に提出された。その中には保険者協議会を必置とする旨の規定が盛り込まれており、医療費適正化計画についてより実効性をもって関与するとされている。群馬県保険者協議会として皆様とともに医療費適正化を推進していくため、さらに積極的に役割を果たしていきたい」と挨拶した。



挨拶をする梶澤会長▲

協議事項では「令和4年度事業報告及び歳入歳出決算について」及び「令和5年度事業計画案及び予算案」について事務局が説明し、原案どおり可決された。

その後の報告事項では、第4期医療費適正化計画について説明があり、梶澤会長は「県が策定する計画に保険者協議会としてどう関わっていくのかが重要となる」と述べた。

さらに、群馬県の慢性腎臓病(CKD)の現状、群馬県公式アプリ「G-WALK+」の利用、受動喫煙防止対策について、説明があり、各委員から状況報告や意見が出された。

慢性腎臓病(CKD)の現状では、群馬県民は糖尿病になりやすいため、糖尿病にならない、なっても重症化させないことが大事との話があった。委員からも「歯周病と糖尿病は密接な関係があり、県や医師会とも連携をとっていきたい」と意見が出た。



▲協議会の様子

群馬県国民健康保険団体連合会

令和6年(2024年)4月

新規採用職員 募集



- 応募資格 / 平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人
- 採用人員 / 若干名
- 採用職種 / 一般事務
- 勤務形態 / 通常勤務
- 主な仕事内容 / 審査支払(国民健康保険・介護保険等)、市町村の保健事業支援等に関する一般事務
- 勤務地 / 前橋市(JR新前橋駅 徒歩約5分)
- 待遇 / 概ね群馬県に準ずる
- 受付期間 / 令和5年8月1日(火)から8月31日(木)まで(消印有効)
- 応募方法 / 本会ホームページ掲載の指定履歴書(写真貼付)を郵送してください。

■ 選考方法 (予定)

区分	試験日	試験会場	試験内容
第一次試験	10月15日(日)	群馬県市町村会館 (前橋市元総社町335番地の8)	教養試験、適性検査、論文試験
第二次試験	11月下旬 ~12月上旬		面接試験

※応募書類に不備がある場合は、受け付けず返却します。

また、受け付けた応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

※取得した個人情報情報は職員採用試験に関してのみ使用し、他の目的で使用することはありません。

応募先

群馬県国民健康保険団体連合会 総務課
〒371-0846
群馬県前橋市元総社町335番地の8
群馬県市町村会館(3階)

本会
ホームページ
へのアクセスは
こちらから



国民健康保険

被保険者証更新お知らせポスター

被保険者用パンフレット

を作成しました!

国民健康保険の保険証が
令和5年8月1日から
変わります

▶▶ 下地の色が紫色から緑色になります ◀◀

70歳未満の方

【令和5年度の被保険者証】

70歳から74歳の方

【令和5年度の被保険者証】

【令和5年度の被保険者証】

・診療を受けるときは、保険証等を提示してください。
・保険証の記載事項等に変更があったときは、現在診療を受けている医療機関に必ず再提示してください。

マイナンバーカードを保険証として利用できます。
認証機能のある医療機関・薬局が対象です。また、利用には事前登録が必要です。

群馬県市町村国民健康保険

国民健康保険被保険者証更新お知らせポスター

被保険者に保険証の更新について周知することを目的にポスターを作成し、各市町村へ配布いたしました。

医療機関等の窓口にも貼られ、周知に役立てていただいております。

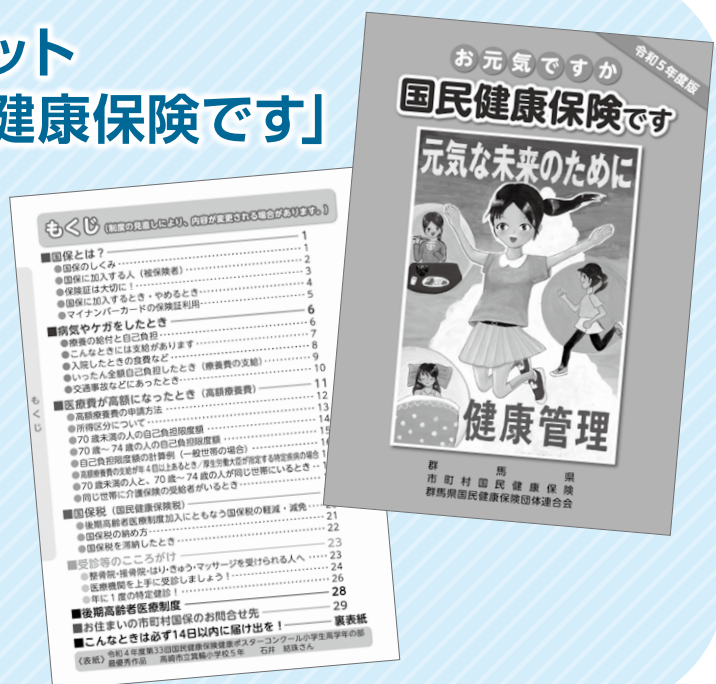


被保険者用パンフレット「お元気ですか 国民健康保険です」

国保制度等を被保険者の方へ広報することを目的にパンフレットを作成し、各市町村に配布いたしました。

パンフレットの内容は市町村国保広報会議にて協議され、市町村の意見を反映し、作成しています。

保険証交付時に同封したり、市町村窓口で被保険者の方への説明に活用したりしていただいております。



令和4年度第三者行為損害賠償求償事務 共同処理損害賠償金保険者別一覧表

この事業は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び市町村福祉医療費の支給に関する条例に規定する第三者行為のうち、交通事故に係る損害賠償請求権の行使事務を、国保連合会が保険者等から委託を受けて共同処理するために必要な事項を定め、損害賠償求償事務を円滑に処理することを目的として行っています。

令和4年度の損害賠償求償事務の収納金額は、約5億2,600万円で前年度より約1億1,000万円増額しました。

今年度につきましても、保険者等と連携を強化し医療費適正化に向け取り組んでまいります。

(単位:円)

保険者名	国 保	後期高齢	福 祉	介 護	合 計	前年度比
前 橋 市	37,155,806	0	731,804	20,787,340	58,674,950	128%
高 崎 市	37,390,704	0	699,673	593,864	38,684,241	198%
桐 生 市	18,193,085	0	17,041	8,428,717	26,638,843	169%
伊 勢 崎 市	6,984,125	0	559,445	3,363,263	10,906,833	50%
太 田 市	9,018,443	0	202,693	502,401	9,723,537	72%
沼 田 市	3,806,485	0	21,587	0	3,828,072	102%
館 林 市	4,218,930	0	163,629	950,682	5,333,241	22%
渋 川 市	18,104,539	0	715,433	13,877,939	32,697,911	2005%
藤 岡 市	3,690,768	0	88,800	1,637,078	5,416,646	304%
富 岡 市	2,279,848	0	0	0	2,279,848	30%
安 中 市	6,270,349	0	0	450,179	6,720,528	148%
み どり 市	719,859	0	20,586	0	740,445	22%
榛 東 村	985,750	0	0	0	985,750	15%
吉 岡 町	3,733,068	0	316,934	0	4,050,002	380%
神 流 町	0	0	0	0	0	-
上 野 村	0	0	0	0	0	-
下 仁 田 町	0	0	0	0	0	-
南 牧 村	0	0	0	0	0	-
甘 楽 町	0	0	0	0	0	-
中 之 条 町	17,772,043	0	326,664	0	18,098,707	583%
長 野 原 町	0	0	0	0	0	-
嬬 恋 村	25,235	0	0	0	25,235	26%
草 津 町	108,145	0	10,332	0	118,477	65%
高 山 村	392,290	0	0	0	392,290	950%
東 吾 妻 町	12,888	0	0	0	12,888	2%
片 品 村	10,451	0	0	0	10,451	243%
川 場 村	0	0	0	0	0	-
昭 和 村	30,284	0	0	0	30,284	13%
みなかみ町	252,134	0	0	0	252,134	12%
玉 村 町	9,073,214	0	0	615,284	9,688,498	119%
板 倉 町	1,211,081	0	0	0	1,211,081	-
明 和 町	0	0	0	0	0	-
千 代 田 町	1,619,285	0	0	0	1,619,285	663%
大 泉 町	3,065,370	0	26,490	488,601	3,580,461	47%
邑 楽 町	5,584,552	0	0	0	5,584,552	295%
医師国保	1,333,788	0	0	0	1,333,788	992%
歯科国保	0	0	0	0	0	-
広域連合	0	277,361,532	0	0	277,361,532	126%
合 計	193,042,519	277,361,532	3,901,111	51,695,348	526,000,510	126%

令和4年度 特定健康診査・特定保健指導等費用支払状況

特定健診等データ管理システムにて費用決済処理を行った健診等費用支払額を処理月ごとに集計しました（受託分・委託分を含む）。

令和4年度の特定健診等費用支払状況について、昨年度までは感染対策の一環として、実施時期を分散する傾向がありましたが、従来どおり7、8月に健診実施期間を設定する保険者が増えているようです。

一方、令和4年度の特定保健指導料は、昨年度よりは若干減少していますが令和2年度以前と比較して大きく増加しています。セット券の運用等保険者によって実施方法が多様化していることから支払額も月によって大きく変動があります。

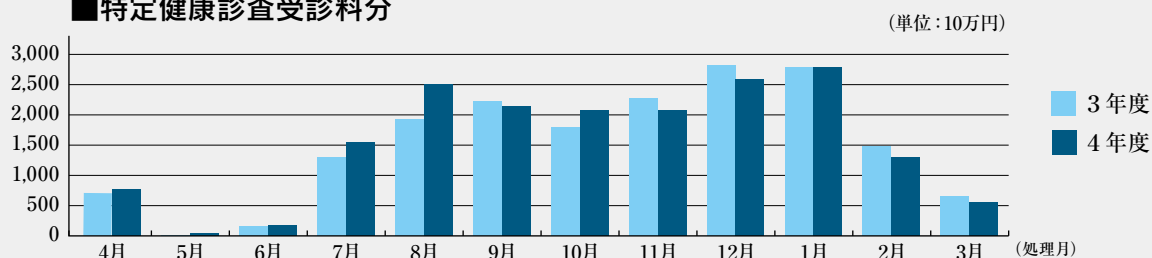
令和4年度 特定健診等支払額及び前年対比

区分 処理月	特定健康診査等受診料分			特定保健指導料分		
	令和3年度 (単位：円)	令和4年度 (単位：円)	前年比	令和3年度 (単位：円)	令和4年度 (単位：円)	前年比
4	72,096,504	75,817,761	105.2%	1,639,978	1,142,438	69.7%
5	2,220,953	2,877,714	129.6%	728,020	609,930	83.8%
6	16,615,148	17,413,863	104.8%	829,858	777,017	93.6%
7	130,900,723	153,623,374	117.4%	627,825	500,556	79.7%
8	192,485,591	247,733,350	128.7%	405,964	435,209	107.2%
9	218,404,914	210,039,130	96.2%	1,873,040	1,643,153	87.7%
10	179,591,458	204,313,062	113.8%	1,252,124	1,912,820	152.8%
11	225,343,344	204,795,848	90.9%	1,600,673	1,563,726	97.7%
12	278,800,327	255,920,728	91.8%	2,628,536	1,062,646	40.4%
1	276,554,063	277,087,647	100.2%	1,724,652	2,250,095	130.5%
2	146,981,479	129,116,590	87.8%	1,760,593	2,573,803	146.2%
3	64,157,261	53,714,163	83.7%	1,895,745	1,970,151	103.9%
計	1,804,151,765	1,832,453,230	101.6%	16,967,008	16,441,544	96.9%

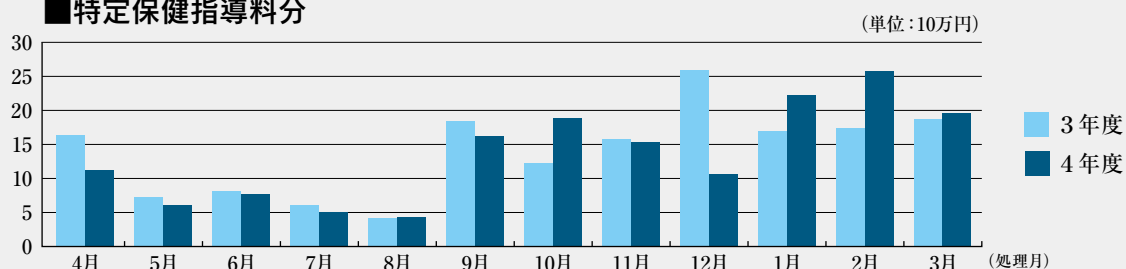
※特定健診等データ管理システム費用決済分（受託分・委託分を含む）

※特定健康診査等受診料分には、75歳以上の後期高齢者に対する健診分が含まれています。

■特定健康診査受診料分



■特定保健指導料分



令和4年度ジェネリック医薬品差額通知効果測定結果

ジェネリック医薬品差額通知書の発行対象になった被保険者が、令和4年度にジェネリック医薬品に切替えた実績（保険者負担額）及びジェネリック医薬品使用割合（数量シェア）について、保険者ごとに国保総合システムで集計しました。

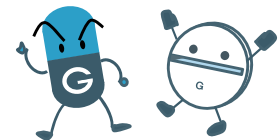
1. 国保（一般）

保険者名	通知人数	効果額(単位:円)	使用割合		
			医 科	調 剤	全 体
前 橋 市	4,265	10,099,971	75.7%	85.6%	82.5%
高 崎 市	4,499	9,072,532	77.4%	84.6%	82.0%
桐 生 市	1,770	3,133,137	67.0%	83.8%	80.7%
伊 勢 崎 市	2,400	5,237,885	72.8%	85.9%	82.9%
太 田 市	2,822	8,039,065	68.3%	83.9%	81.5%
沼 田 市	632	1,288,457	82.5%	87.5%	85.5%
館 林 市	1,466	2,746,978	49.0%	84.2%	77.3%
渋 川 市	961	2,812,693	78.3%	86.0%	83.2%
藤 岡 市	867	2,805,522	80.9%	85.2%	84.0%
富 岡 市	634	1,497,380	80.1%	87.5%	84.9%
安 中 市	1,052	1,581,917	69.6%	83.3%	77.7%
み ど り 市	686	1,538,608	74.6%	86.3%	83.7%
榛 東 村	162	396,796	75.5%	87.2%	83.7%
吉 岡 町	199	797,199	75.0%	87.7%	83.9%
神 流 町	37	150,362	80.8%	87.5%	85.7%
上 野 村	17	184,897	76.4%	87.5%	82.6%
下 仁 田 町	125	190,234	78.2%	87.9%	85.9%
南 牧 村	31	78,060	80.1%	88.7%	86.4%
甘 楽 町	182	473,924	83.3%	89.2%	87.0%
中 之 条 町	224	419,210	77.8%	86.9%	82.8%
長 野 原 町	90	162,209	69.2%	85.4%	80.1%
嬬 恋 村	149	415,489	82.9%	87.9%	86.5%
草 津 町	83	247,448	82.8%	86.4%	84.9%
高 山 村	47	73,927	82.9%	89.7%	86.1%
東 吾 妻 町	198	495,267	79.6%	89.5%	85.5%
片 品 村	72	158,849	88.6%	89.5%	89.2%
川 場 村	66	406,549	78.7%	87.1%	83.3%
昭 和 村	117	205,218	86.7%	89.5%	88.2%
み な か み 町	260	450,366	83.9%	89.1%	86.9%
玉 村 町	441	1,188,707	78.8%	85.6%	83.8%
板 倉 町	276	665,139	54.3%	87.4%	82.4%
明 和 町	180	363,332	64.5%	85.4%	80.7%
千 代 田 町	172	537,603	62.3%	87.8%	82.9%
大 泉 町	396	1,288,724	58.0%	85.0%	81.6%
邑 楽 町	520	741,309	49.0%	85.0%	78.1%
医 師 国 保	-	-	75.4%	76.5%	76.2%
歯 科 国 保	222	516,051	75.1%	79.3%	78.1%
合 計	26,320	60,461,014	74.8%	85.3%	82.3%

2. 後期

保険者名	通知人数	効果額(単位:円)	使用割合		
			医 科	調 剤	全 体
広 域 連 合	15,585	71,494,944	75.5%	85.3%	82.6%

※集計対象期間 国 保：令和4年4月審査～令和5年3月審査
後期高齢者：令和4年3月審査～令和5年2月審査
※通知人数及び効果額は、ジェネリック差額通知の委託保険者のみ記載しております。
※通知人数は、差額通知書作成対象者の合計（集約人数）であり、委託保険者にて実際に発送した枚数ではありません。
※使用割合は、1年間の平均割合です。



こくほ随想 特定健康診査・特定保健指導は どこへ行く？

帝京大学大学院公衆衛生学研究科 研究科長・教授 福田 吉治



今回は健康日本21に関わった思い出話をしました。今回のテーマである特定健康診査・特定保健指導（以下、特定健診・保健指導）も私にとっては大変思い出深い政策です。

特定健診・保健指導が検討されていた当時、国立保健医療科学院疫学部在籍していた私は、今井博久部長（当時）のもとで、特定健診・保健指導のモデルともなるプログラムをいくつかの地域で行いました（岩手県や岐阜県など）。また、厚生労働省の担当者を含めて、国立保健医療科学院の中で、事あるごとに集まり、夜な夜な議論しました。

当時お付き合いしていた方々とは今も一緒に研究したりしています。今井部長（当時）とは、その後、お互いにいろいろな経緯を経て、現在、帝京大学大学院公衆衛生学研究科で一緒に働いています。

さて、後期高齢者医療制度とセットで導入された特定健診・保健指導は、「一丁目一番地」が合言葉だったように、後期高齢者の医療費が高騰しないように、予防に力を入れるというものです。また、医療保険者に積極的に取り組んでもらうため、後期高齢者支援金の加算・減算の仕組みを導入したり、標準的な保健指導を確立したり、大変よく設計された制度でした。そして、局が違えば会社が違うといわれる厚生労働省の中で、保険局、健康局、労働基準局を巻き込んだ大仕事でした。特定健診・保健指導は、その後、データヘルス計画とともに、医療保険者の役割を大きく変えるきっかけになりました。

連載の中で機会があれば紹介しますが、特定健診・保健指導の効果についての議論もされています。国保では当初30%程度であった受診率は15年かけて約10%上昇しましたが、このまま順調に伸びたとしても目標値の60%に達するのはあと30年（！）かかる計算です。また、日本全体での肥満やメタボの割合は上昇し、この政策が医療費の適正化に結び付いているのかは疑問視されています。

斜に構えると、特定健診・保健指導は、後期高齢者医療制度を導入するためのひとつの詭弁だったのではという見方もできます。特定健診・保健指導を行えば、メタボが予防でき、ひいては高齢者の医療費の伸びが抑制できるという理屈ですが、実際は話はそう簡単ではありません。健康づくりだけでは医療費が削減できないというのはこの業界では常識ですし、また、特定健診・保健指導で医療費が削減できるというエビデンスもほぼありません（特定保健指導による検査値等の改善のエビデンスは相当数あります）。

開始前にしっかりとエビデンスを蓄積しておくべきだったのですが、十分なエビデンスを待っているのはタイムリーな政策は進みません。走りながらも評価をきちんとして、想定された効果が認められなければ政策の廃止もありなのでしょうが、一度始めた政策をやめることは容易ではありません。政策と恋愛に共通することは、始めるよりやめることが難しいことです。（苦笑）

国の設定した目標値も、医療費適正化もなかなか達成できない中で、特定健診・保健指導はデータヘルス計画の中に組み込まれ、重症化予防等のいくつかある個別保健事業のひとつとなります。来年度から腹囲2cm減、体重2kg減というアウトカム評価が導入されるなど、マイナーチェンジがありますが、制度自体の大きな変更はありません。はたして、特定健診・保健指導はどこに向かうのでしょうか。

特定健診・保健指導に関わった研究者も第一線を退いたり、別の研究テーマに移ったりと、特定健診・保健指導をテーマにし続けている人は数少なくなりました。制度開始に関わり、研究者人生も残り少なくなった私としては、ライフワークとして特定健診・保健指導に付き合っていこうと思っています。目標達成まであと30年、目標達成を見届けて、研究者人生を終えたいところです。（笑）

記事提供 社会保険出版社

福田 吉治氏 プロフィール

出身地 大分県
・帝京大学大学院 公衆衛生学研究科
研究科長・教授
・帝京大学産業環境保健学センター
センター長

【略歴】
平成3年熊本大学医学部卒業。平成10年熊本大学大学院医学研究科修了（社会医学専攻）。
国立医療・病院管理研究所（医療政策研究部）、東京医科歯科大学医学部（公衆衛生学講座）、国立保健医療科学院（疫学部）を経て、平成22年に山口大学医学部地域医療学

講座教授に就任。平成27年から帝京大学大学院公衆衛生学研究科教授、平成30年には同研究科長。

【専門分野】
公衆衛生全般。特に健康増進・健康づくり政策・健康教育、社会疫学（健康の社会格差、健康の社会的決定要因）、地域医療・保健・産業保健など。近年では行動経済学で用いられる「ナッジ理論」に基づいて公衆衛生施策を指導。

【学会・委員】
国民健康保険中央会 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会

国民健康保険団体連合会 保健事業支援・評価委員会委員（東京都・埼玉県）など

【主な著書】
「ナッジを応用した健康づくりガイドブック」共著 2023年 帝京大学大学院公衆衛生学研究科
「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）からの教訓—これまでの検証と今後への提言」共著 2021年 大修館書店
「健康行動理論による研究と実践」共著 2019年 医学書院
他論文多数

7月・8月・9月の主な行事予定

月	日	行 事
7	7日	国保研究協議会総会 及び 特別講演（Web開催）
	10日	理事会
	12日	国保研究協議会保健事業推進委員会（Web開催）
	20日	第2回特定健診等データ管理システム担当者説明会（Web開催）
	25日～8月1日	◎国保データベース（KDB）システム実機研修（活用編）
	28日	通常総会
8	7日	第2回 保健事業支援・評価委員会 及び フォローアップ会
	下旬	特定健診等受診率向上対策事業に係る研修会
	下旬	第1回 群馬県保険者協議会 保健活動部会
	下旬	ケアプラン分析システム研修会（Web開催）
9	13日、14日	保険料（税）適正算定マニュアル操作説明会
	中旬～10月	国保データベース（KDB）システム活用のための訪問支援事業
	下旬	第2回 群馬県保険者協議会
	下旬	高額療養費外来年間合算説明会
	下旬	介護保険事業所苦情処理研修会

◎は県と共催 ※新型コロナウイルス感染症の影響等により変更になる場合があります。

次号発行のお知らせ

「ぐんまの国保」

No.43

2023.秋の号
(10月号)

2023年
10月発行予定

編・集・後・記

巻頭にも掲載いたしました、今年も健康ポスターコンクールの作品を募集します。平成2年度から始まり、今年で34回目を迎えました。

思えば自分が子どもの時も、夏休みの宿題としていくつかのポスターコンクールの中から題材を選び、ポスターを描いたものです。

当時、健康ポスターコンクールが宿題に入っていたかは覚えていませんが、私は動物が好きだったこともあり、毎年動物愛護のポスターを描いていたのを覚えています。

子ども（特に小学校低学年）にとって「健康」というテーマはあまりピンとこないかもしれませんが、この健康ポスターコンクールを通じて、「健康」について考えるきっかけになればいいと思います。

たくさんのご応募お待ちしております。(M)



ぐんまの国保

No.42 2023.夏の号(7月号)

令和5年7月発行

発 行 所 群馬県国民健康保険団体連合会
群馬県前橋市元総社町335番地の8
TEL (027) 290-1363 (代表)

編集兼発行人 根 岸 み ゆ き

印 刷 所 ジャーナル印刷株式会社

群馬県国民健康保険団体連合会 ホームページのご案内

《 ホームページアドレス 》

<https://www.gunmakokuho.or.jp>



» 掲載内容

- 一般の方
- 保険医療機関
・保険薬局等の方
- 柔整・あはき施術所の方
- 介護保険事業所の方
- 障害福祉事業所の方
- 特定健康診査等
実施機関の方
- 保険者の方
- 国保連合会とは
- 広報関係
- 統計資料
- よくある質問
- 職員採用情報
- 保健師の皆様へ
- お問い合わせ先
- 公開情報
- 保険者協議会
- 支援・評価委員会



ホームページは随時更新しております。
是非アクセスしてください!!

